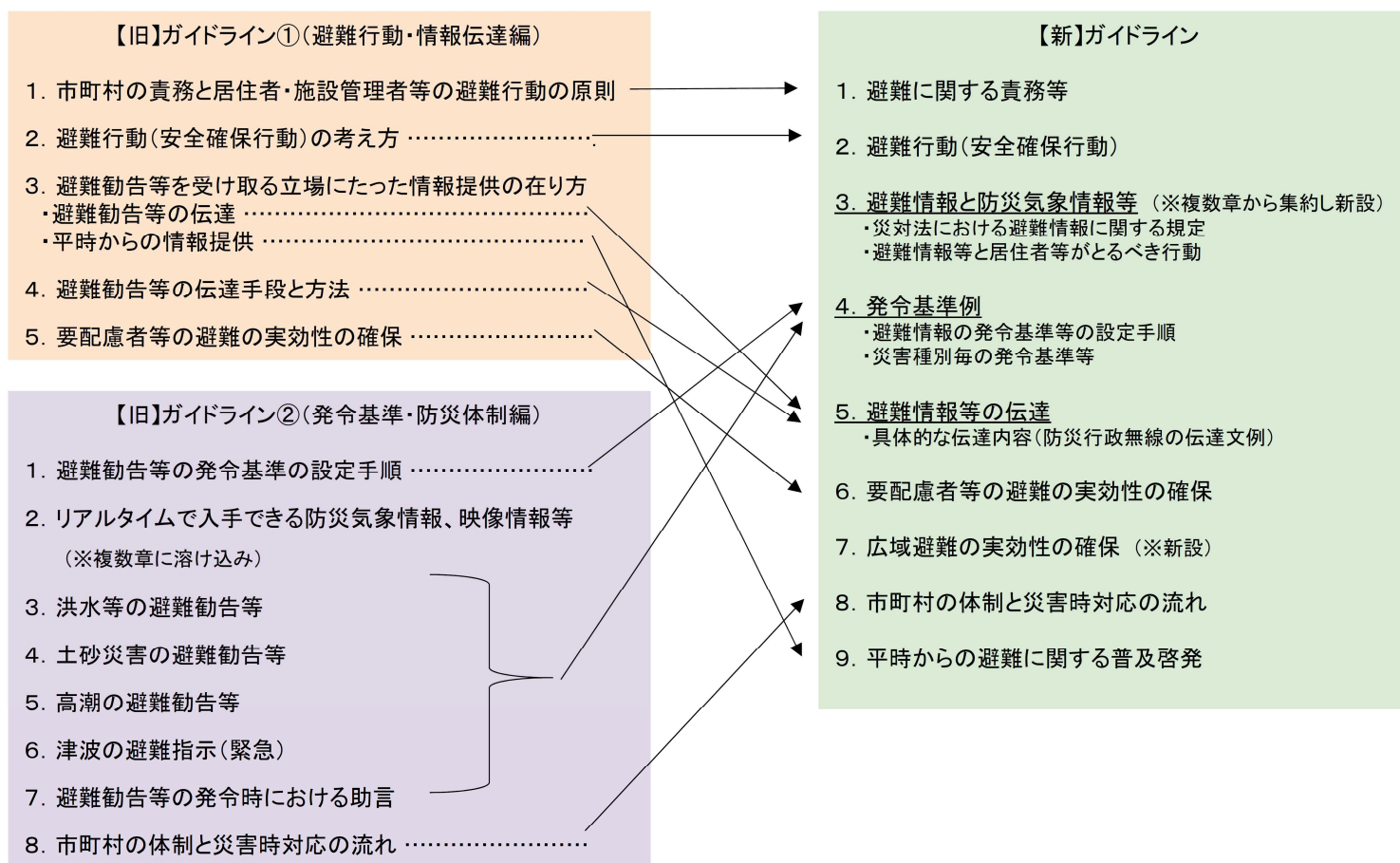


出水期前の確認事項について

避難情報に関するガイドラインの改定(R3.5内閣府)

- 災害対策基本法等の一部の法改正を踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」を名称を含め見直し、「避難情報に関するガイドライン」して改定。
- 避難のタイミングをレベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化(現行で避難勧告を発令しているタイミングで、避難指示を発令する)
- 明確にするため、警戒「災害が発生するおそれ」の段階で、地方公共団体が避難先・避難手段の協議・要請を行える仕組みの制度化。



警戒レベルを用いた防災情報の発信

- 令和元年台風第19号では、様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が活用できない状況であった。
- これを踏まえ、**住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報の5段階警戒レベルの名称見直しを行い、提供することにより、住民の避難行動等を支援する。**

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	参考 (旧レベル)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (注)	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである

(注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミングで発令する

- ・警戒レベル4避難指示で、上階への避難や高層階に留まることで安全確保できる住民等に対しては必ずしも立退き避難を求めないことを可能とする規定とし、屋内で安全確保することも促すことができるようにする
- ・警戒レベル3で高齢者等に避難すべきタイミングである旨を情報提供し、早期避難を呼びかける

# 警戒レベルを用いた避難指示等の発令

- 警戒レベルは、居住者がとるべき行動と行動を居住者等に促す情報を関連付けるもの。
- 警戒レベルを用いて、出された情報から行動を直感的に分かるよう伝達。

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等 [*] は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者的高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。 例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。



# 警戒レベルを用いた避難指示等の発令基準

- 避難警戒レベルとは、5段階に整理した「住民が取るべき行動」と「行動を促す情報」とを関連付けるもの。
- 警戒レベル相当情報とは、様々な防災気象情報のうち、避難情報等の発令基準に活用する情報について、警戒レベルとの関連を明確化して伝えることにより、住民の主体的な行動を促すためのもの。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報				
				洪水等に関する情報		内水氾濫に関する情報	土砂災害に関する情報 (下段:土砂災害の危険度分布)	高潮に関する情報
			水位情報が ある場合 (下段:国管理河川の洪水の危険度分布※1)	水位情報が ない場合 (下段:洪水警報の危険度分布)				
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)	5相当 氾濫発生情報 (危険度分布:黒) (氾濫している可能性)	大雨特別警報 (浸水害)※2		大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報※3
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災対法改正 以前の避難勧告の タイミングで発令)	4相当 氾濫危険情報 (危険度分布:紫) (氾濫危険水位超過相当)	危険度分布:うす紫 (非漸進危険)※4	内水氾濫危険情報 (水位周知下水道 において発表される 情報)	土砂災害警戒情報 (危険度分布:うす紫 (非漸進危険)※4)	高潮特別警報※5 高潮警戒※5
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	3相当 氾濫警戒情報 (危険度分布:赤) (避難判断水位超過相当)	洪水警報		大雨警戒(土砂災害)	高潮警戒に切り替 える可能性に言及 する高潮注意報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	2相当 氾濫注意情報 (危険度分布:黄) (氾濫注意水位超過)	危険度分布:赤 (警戒)		大雨警戒(土砂災害)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報	1相当	危険度分布:黄 (注意)		危険度分布:黄 (注意)	

＜警戒レベル4までに必ず避難！＞

市町村は、警戒レベル相当情報  
他、暴風や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

①国管理河川の洪水の危険度分布の追加

②高潮氾濫危険情報(4相当)を高潮氾濫発生情報(5相当)へ統合

③令和4年度以降「うす紫」と「濃い紫」を「紫」に一本化し、「危険度分布:黒」を5相当に位置付け

※高齢者等以外の人、必要に応じ、普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難

上段太字: 危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報(市町村に対し関係機関からプッシュ型で提供される情報)  
下段細字: 常時、地図上で色表示などにより状況が提供されている情報(市町村が自ら確認する必要がある情報)

※1) HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)では、観測水位等から詳細(左右岸200m毎)の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2~5相当の危険度を表示。  
 ※2) 水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報(浸水害)の対象としている。  
 ※3) 水位周知海岸において都道府県知事から発表される情報。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。  
 ※4) 「大雨警戒(土砂災害)・洪水警報の危険度分布」については、今後技術的な改善を進め、警戒レベル5に相当する情報の新設を行う。それまでの間、危険度分布の「極めて危険(濃い紫)」を、大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5の発令対象区域の絞り込みに活用する。  
 ※5) 高潮警戒は、高潮により命に危険が及ぶおそれがあると予想される場合に、暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して発表されるため、また、高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に高潮警戒を高潮特別警報として発表するため、両方を警戒レベル4相当情報に位置付けている。  
 注) 本資料では、気象庁が提供する「大雨警戒(土砂災害)の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

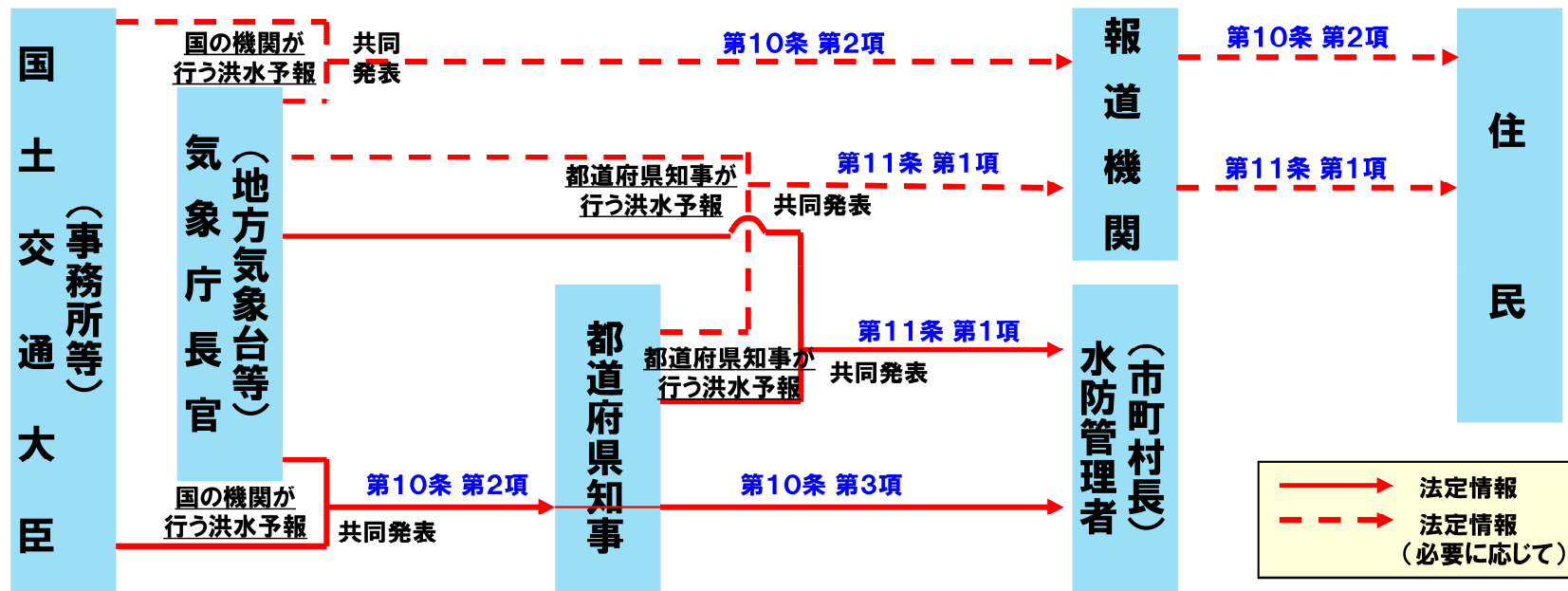
# 発令される予警報

## (国の機関が行う洪水予報)

- 第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。(一部省略)

## (都道府県知事が行う洪水予報)

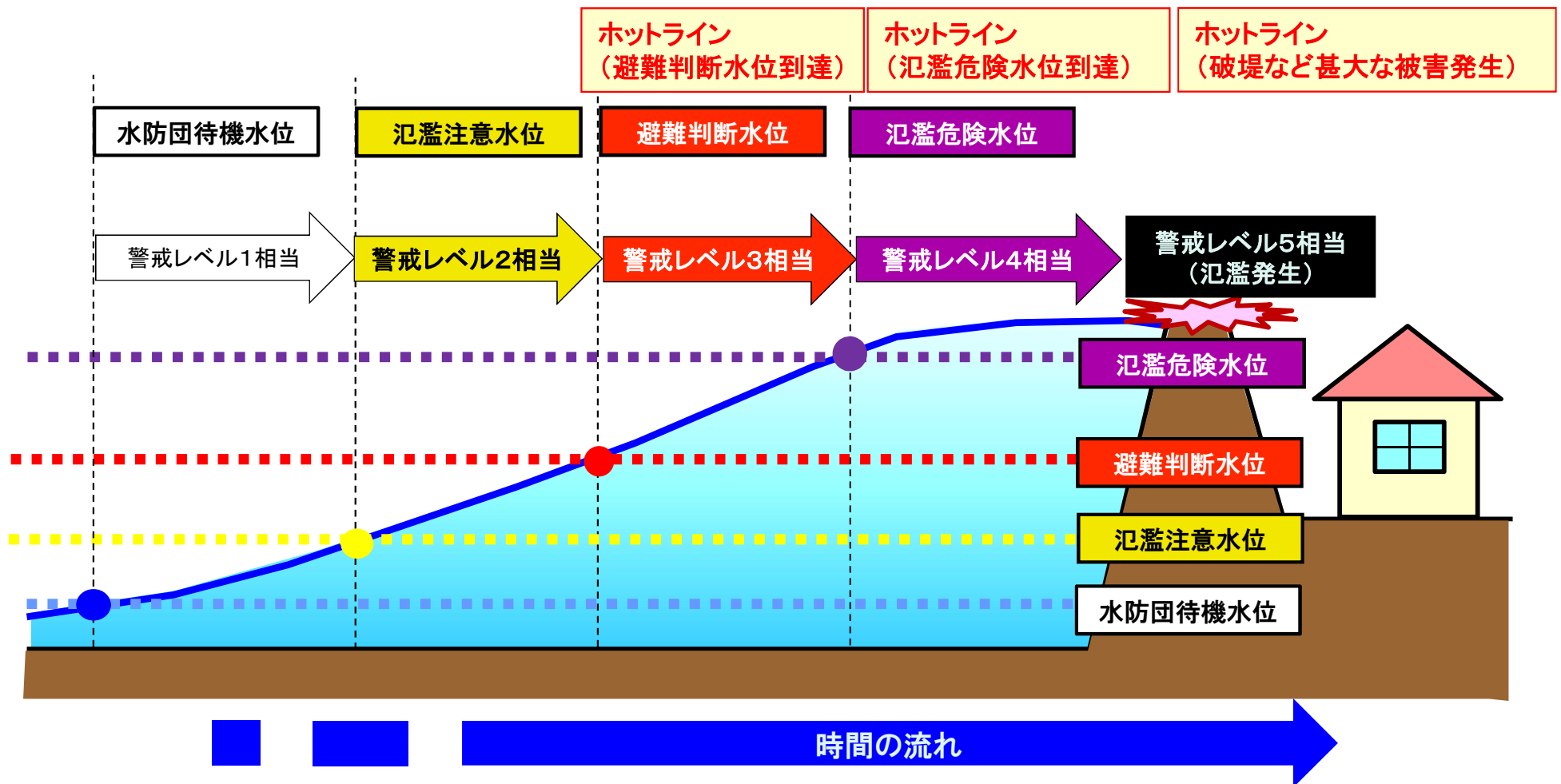
- 第11条 都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。(一部省略)



水位の状況、洪水予報発令状況については「川の防災情報」から閲覧が可能です。  
URL <https://www.river.go.jp/index>

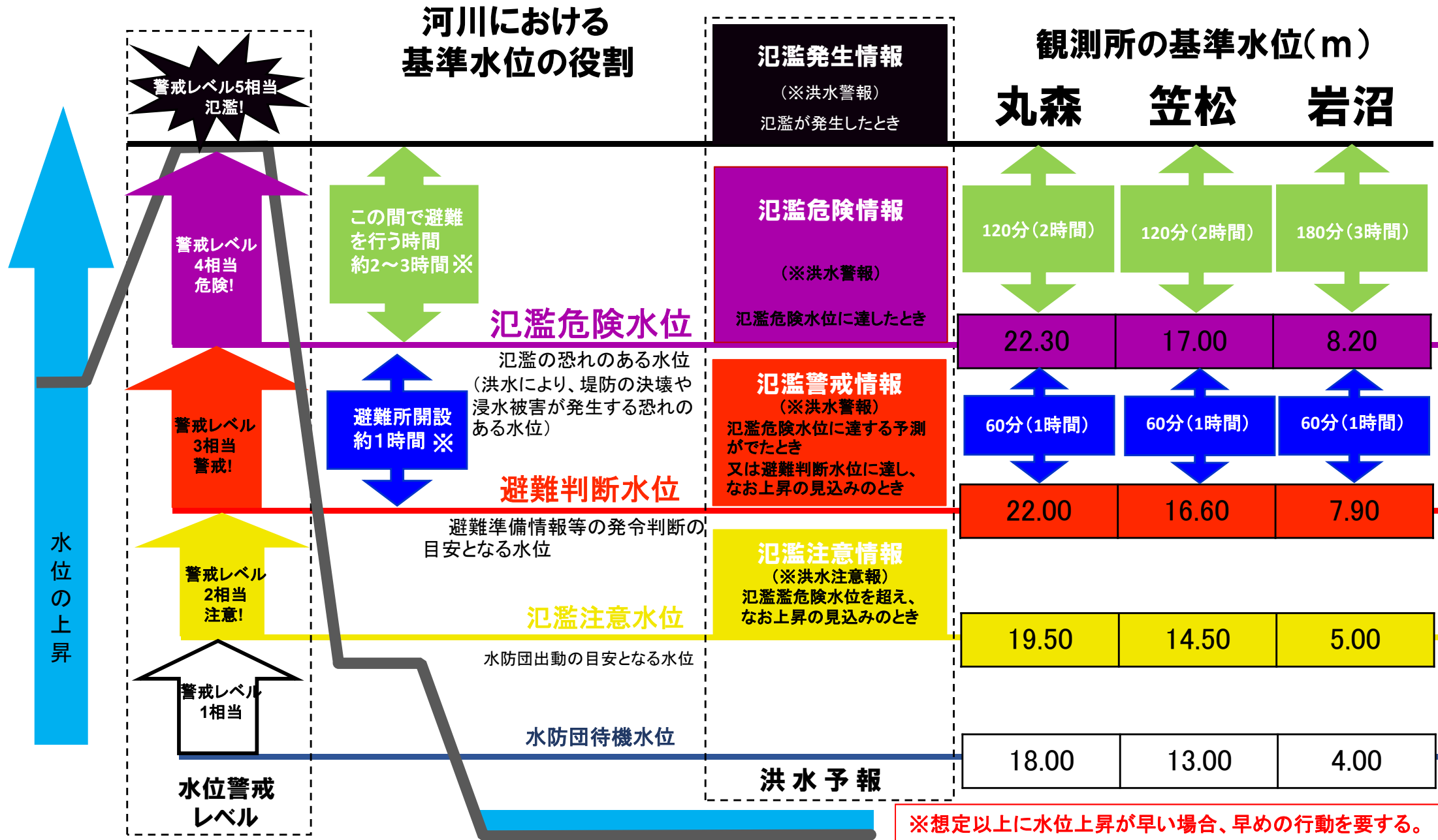
# 洪水予報の基準となる河川水位

- ・**氾濫危険水位** : 市町村長の避難指示の発令判断の目安 (LEVEL 4)  
住民の避難判断、災害の恐れが高い水位
- ・**避難判断水位** : 市町村長の高齢者等避難開始の発令判断の目安 (LEVEL 3)  
災害時要配慮者の早期避難、住民の氾濫に関する情報の注意喚起
- ・**氾濫注意水位** : 水防団の出動の目安となる水位。 (LEVEL 2)
- ・**水防団待機水位** : 水防団が水防活動の準備を始める水位。 (LEVEL 1)



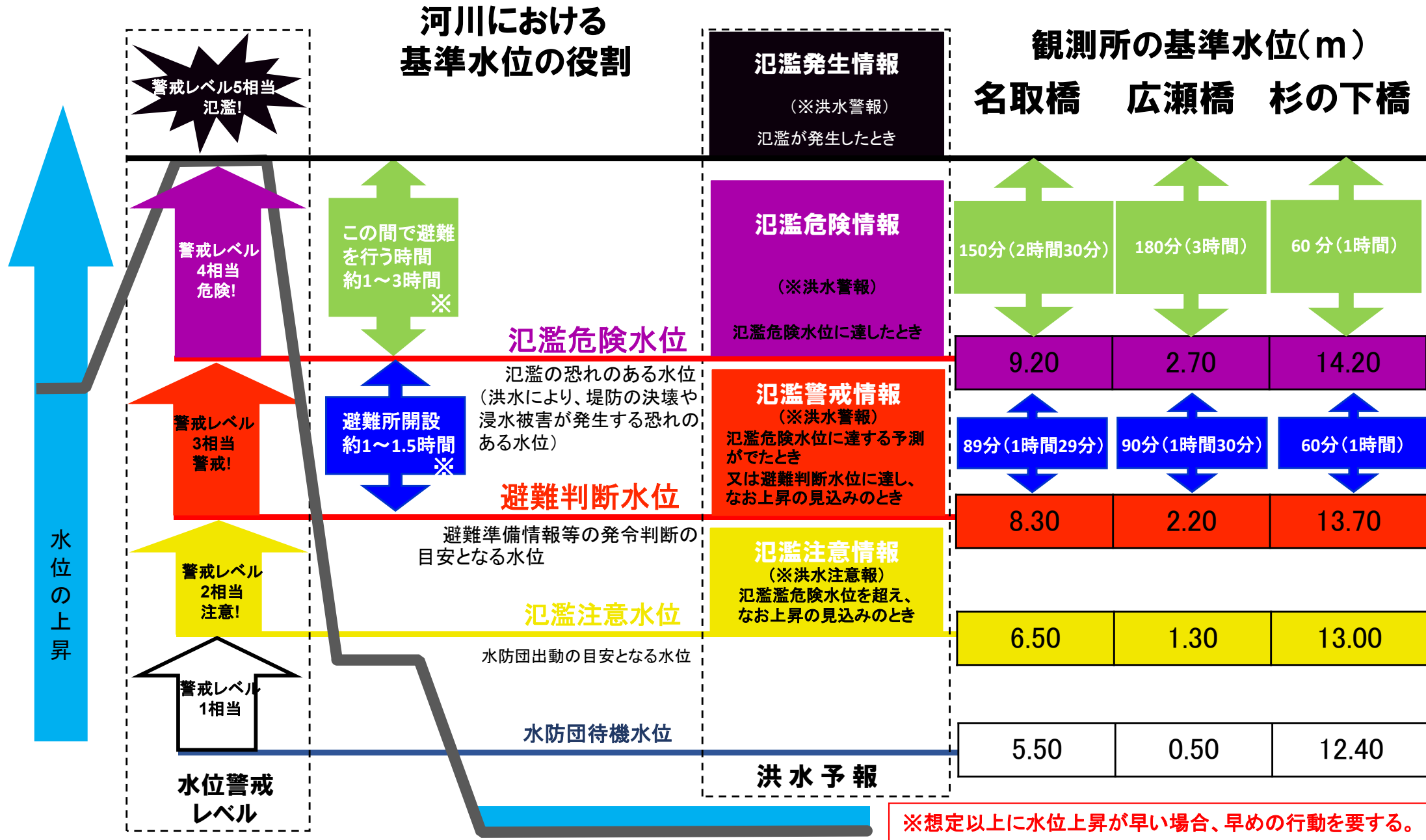


# 阿武隈川の基準水位

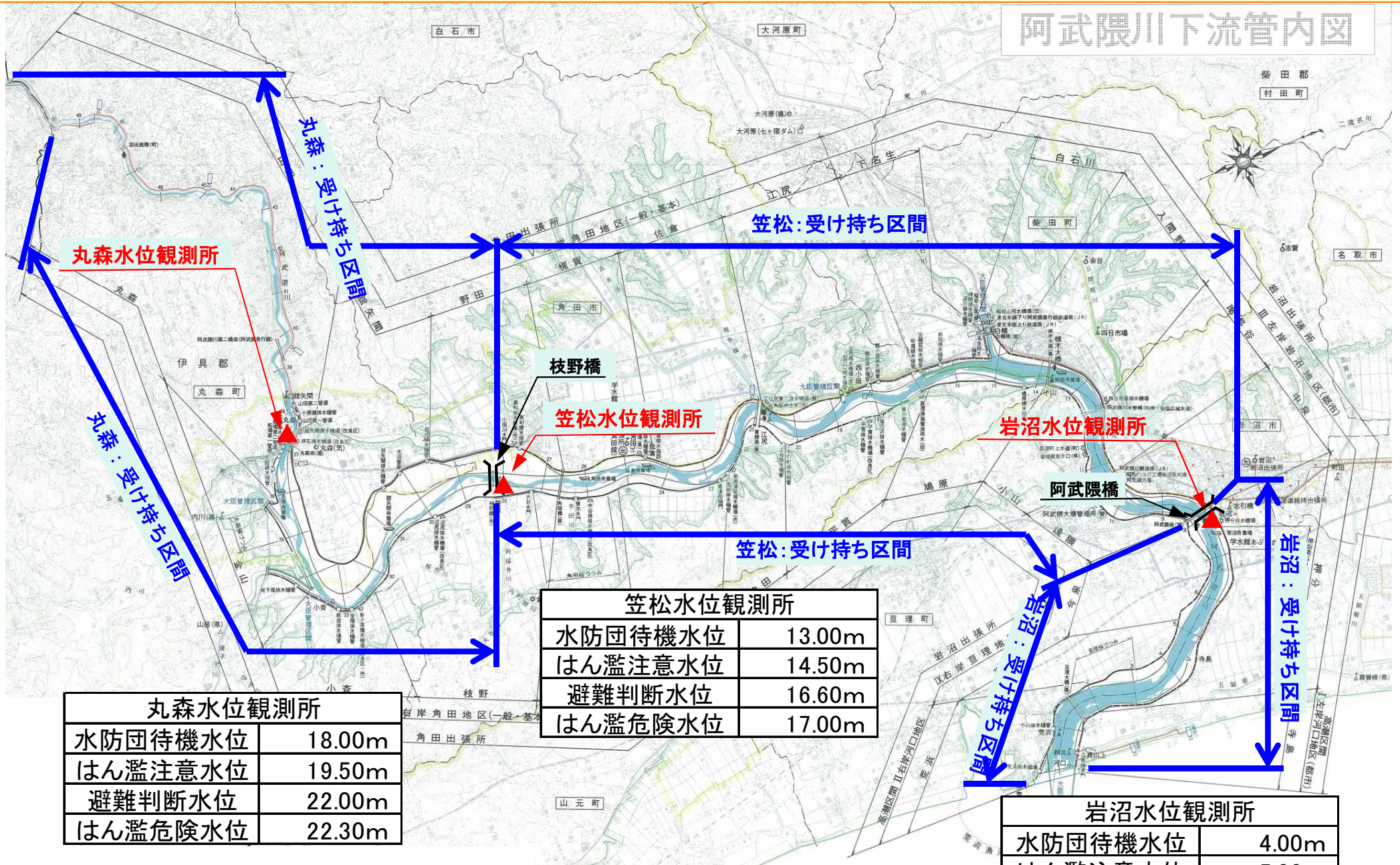


※想定以上に水位上昇が早い場合、早めの行動を要する。

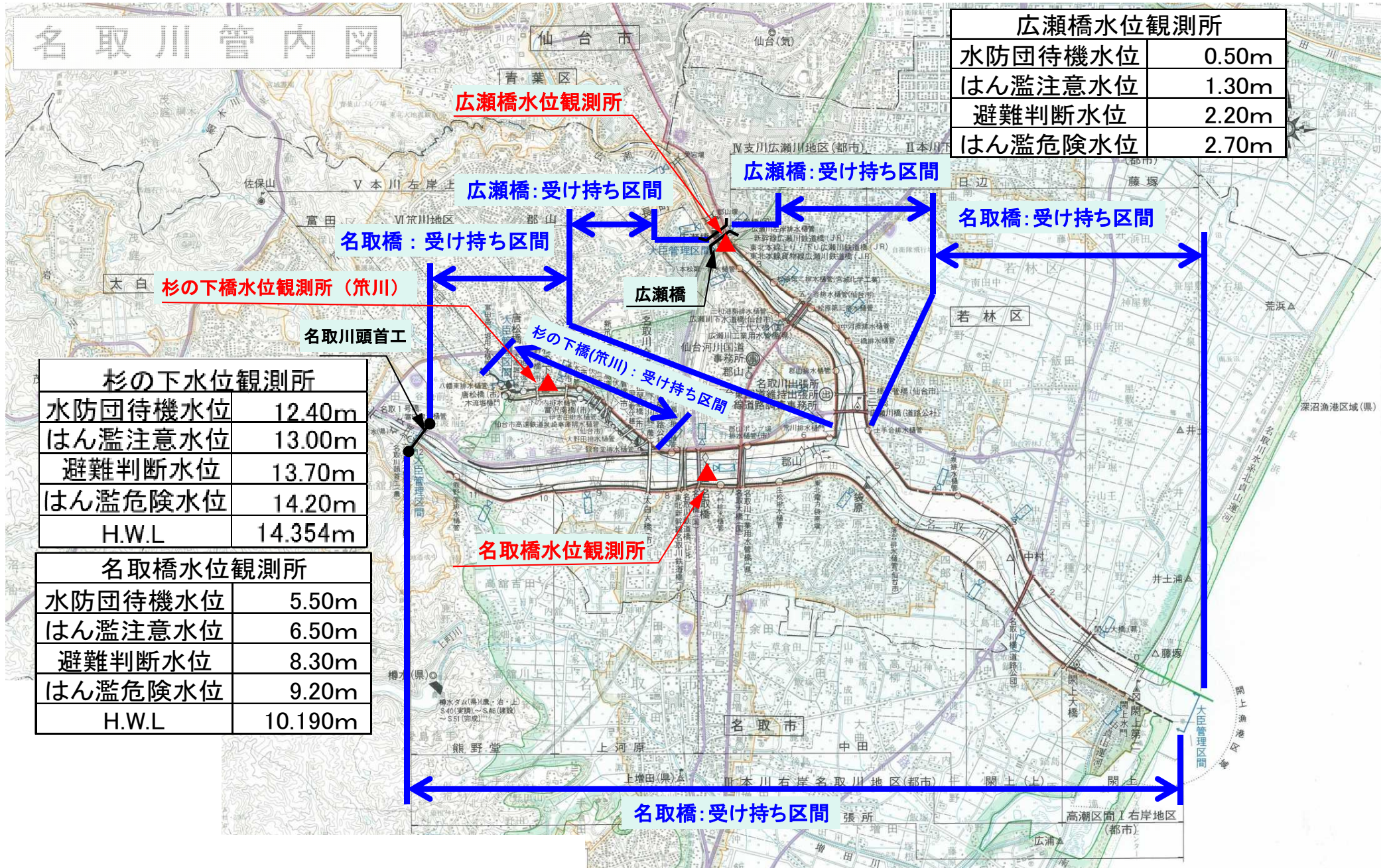
# 名取川の基準水位



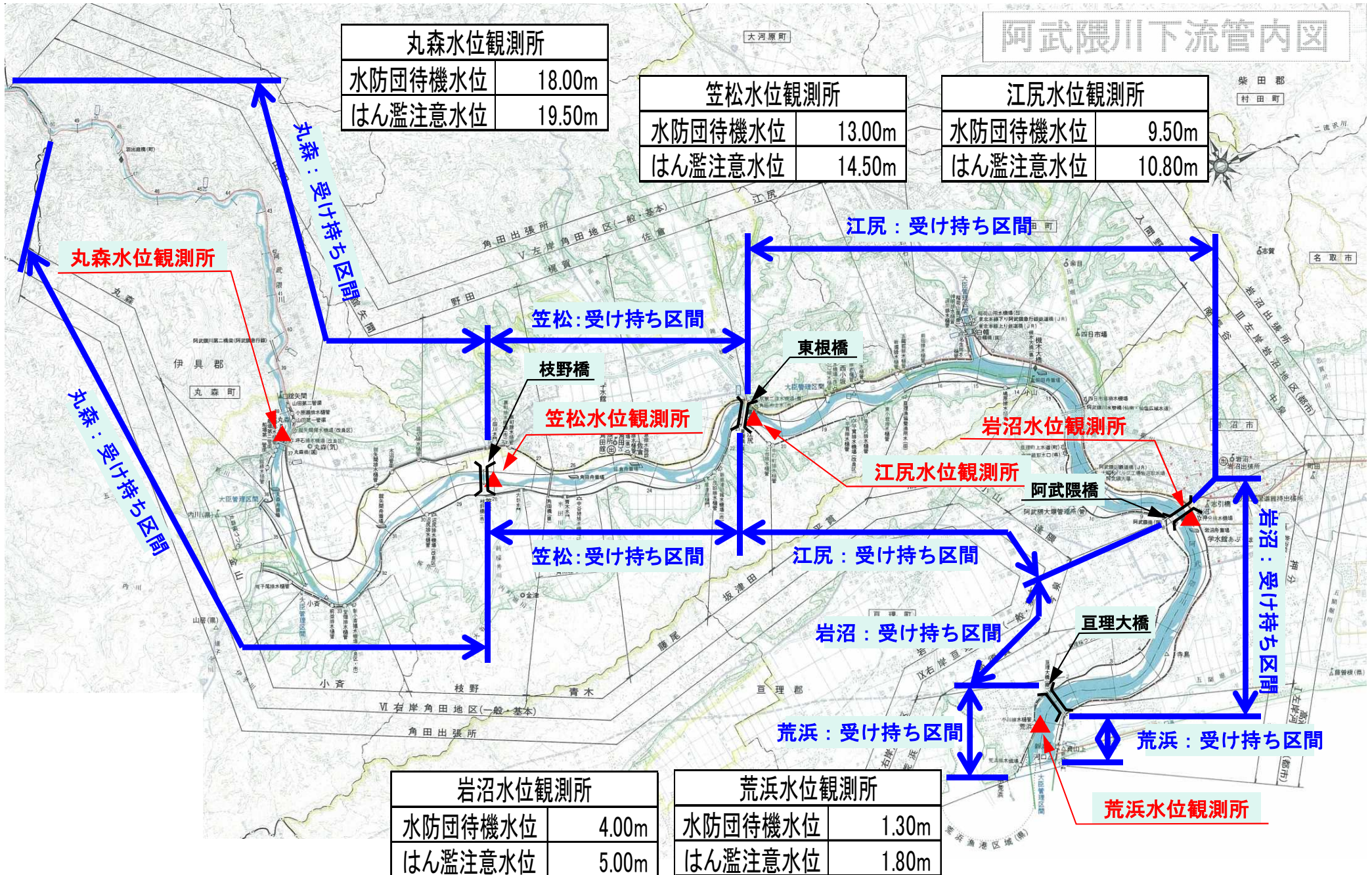
# 洪水予報: 基準観測所とその受け持ち区間①(阿武隈川)



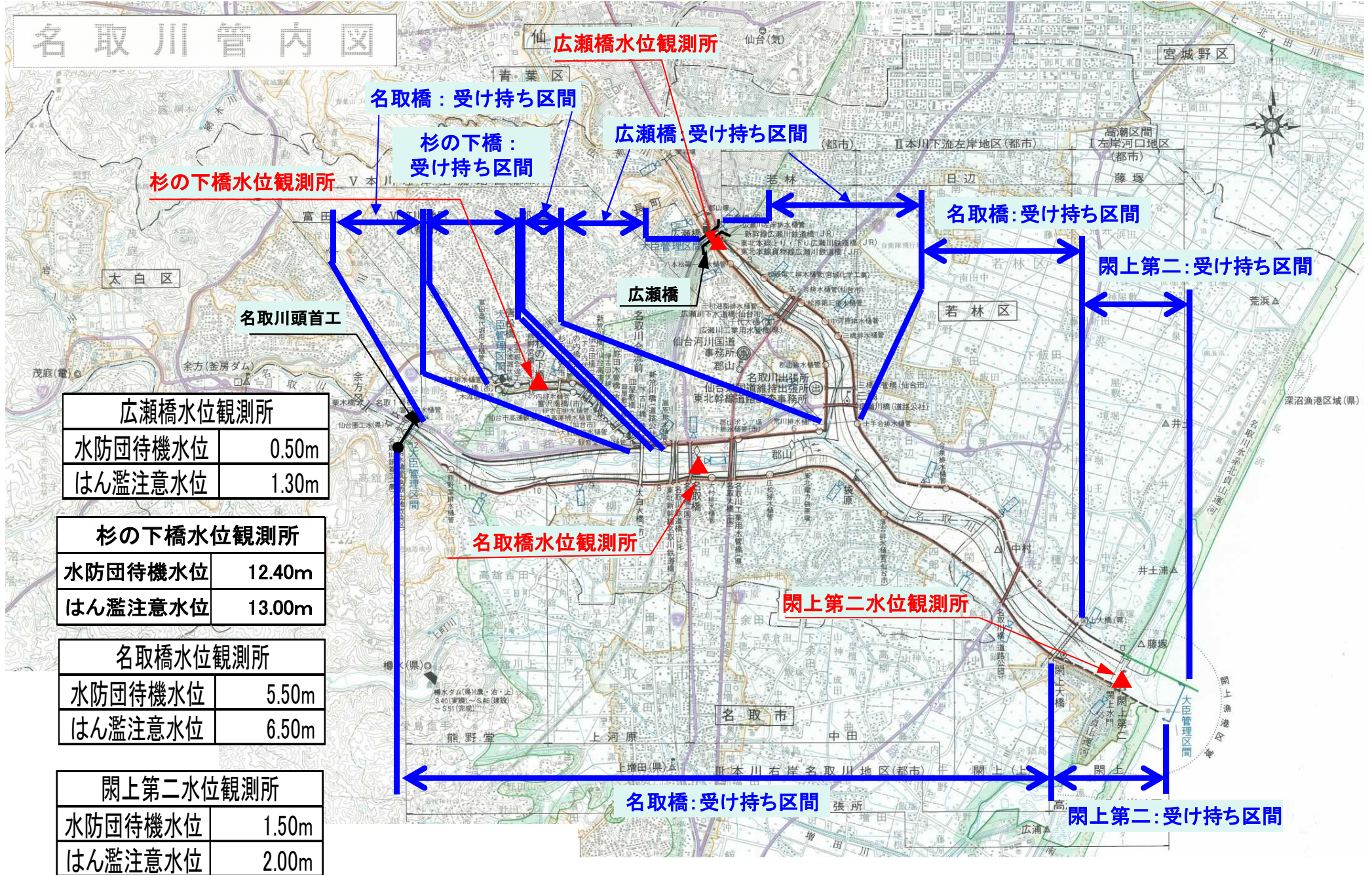
# 洪水予報及び水位周知: 基準観測所とその受け持ち区間②(名取川)



# 水防警報：基準観測所とその受け持ち区間①(阿武隈川)



# 水防警報：基準観測所とその受け持ち区間②(名取川)



広瀬橋水位観測所	
水防団待機水位	0.50m
はん濫注意水位	1.30m

杉の下橋水位観測所	
水防団待機水位	12.40m
はん濫注意水位	13.00m

名取橋水位観測所	
水防団待機水位	5.50m
はん濫注意水位	6.50m

関上第二水位観測所	
水防団待機水位	1.50m
はん濫注意水位	2.00m

# ホットラインの実施について

ホットラインの実施により、地域の防災業務を支援します。

- ・いち早い情報提供による判断の迅速化
- ・速やかな災害対策(人材・災害対策資機材)の実施

大規模災害の発生時には、避難指示等の発令にあたって、通常の伝達手法では支障が生じる恐れがあります。

このように、**特に緊急を要すると判断される情報**については、伝達の迅速化のため、ホットラインによる情報伝達が必要です。

**堤防決壊を水防団が発見した場合**には速やかに**河川管理者**との**情報共有**願います。

## ○ ホットラインの使用が考えられるケース

### 1. 首長 ← 仙台河川国道事務所長

- ・避難判断水位、氾濫危険水位に到達した場合
- ・破堤など重大な災害が発生
- ・異常な浸透(漏水等)・浸食による変状が発見された場合

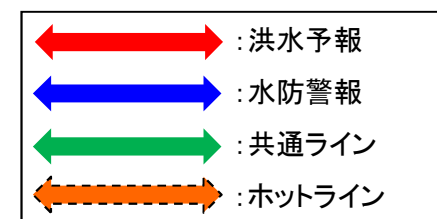
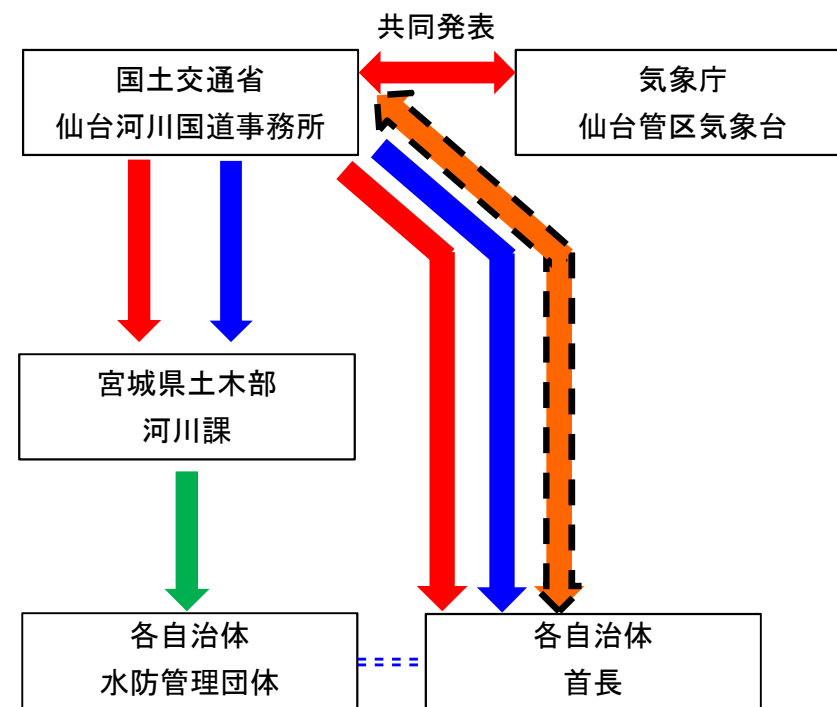
### 2. 首長 → 仙台河川国道事務所長

- ・避難指示を発令した場合

### 3. 首長 ↔ 仙台河川国道事務所長

- ・大規模災害が発生し広域的な応援が必要な場合
  - リエゾン
  - TEC-FORCE
  - 災害対策車・対策機材等

洪水予報・水防警報の伝達系統



# 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、流域住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、緊急速報メールを活用した洪水情報※1のプッシュ型配信※2を取り組んでいます。

平成30年5月1日から、配信対象エリアを国管理河川109水系市町村に拡大配信しております。

※1 洪水情報とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報(レベル4)及び氾濫発生情報(レベル5)の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者から情報が配信される仕組みです。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

段階	配信する情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	配信対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②-I	河川氾濫が発生した情報 (※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報)	配信対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②-II	河川氾濫が発生した情報 (※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報)	配信対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時

## ○配信文案例

### 河川氾濫のおそれ

(件名)  
河川氾濫のおそれ

(本文)  
〇〇川の〇〇(〇〇市〇〇)付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。テレビ、ラジオ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。  
本通知は、東北地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。  
(国土交通省)

### 河川氾濫発生(越水)

(件名)  
河川氾濫発生

(本文)  
〇〇川の〇〇市〇〇地先(左岸、東側)付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ています。テレビ、ラジオ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。  
本通知は、東北地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。  
(国土交通省)



# 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

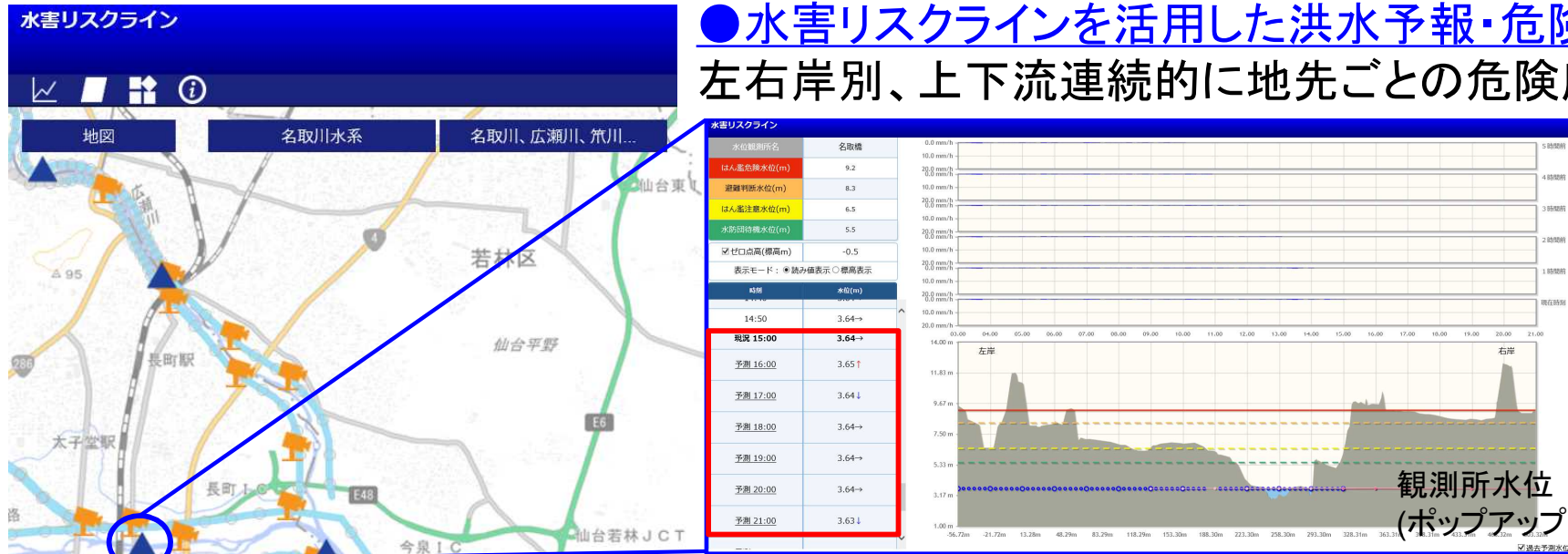
～平成30年5月1日から、配信対象エリアを国管理河川109水系市町村に拡大配信～

対象水系 対象河川	基準観測所	受持区間	配信エリア	現在の配信設定
名取川水系 名取川	名取橋水位観測所 (仙台市太白区)	左岸：	宮城県 仙台市宮城野区	希望
		仙台市名取川頭首工から海	仙台市太白区	希望
		右岸：	仙台市若林区	希望
		仙台市名取川頭首工から海	名取市	希望
名取川水系 広瀬川	広瀬橋水位観測所 (仙台市若林区)	左岸：	宮城県 仙台市宮城野区	希望
		仙台市広瀬橋から名取川合流点	仙台市太白区	希望
		右岸：	仙台市若林区	希望
		仙台市広瀬橋から名取川合流点		
阿武隈川水系 阿武隈川（下流）	岩沼水位観測所 (宮城県岩沼市)	左岸：	宮城県 亘理町	希望
		岩沼市阿武隈橋から海	岩沼市	希望
		右岸：	山元町	希望
		亘理町阿武隈橋から海	名取市	希望
阿武隈川水系 阿武隈川（下流）  白石川	笠松水位観測所 (宮城県角田市)	左岸：	宮城県 丸森町	希望
		角田市枝野橋から岩沼市阿武隈橋	角田市	希望
		右岸：	柴田町	希望
		角田市枝野橋から岩沼市阿武隈橋	亘理町	希望
		左岸：	岩沼市	希望
		阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点	山元町	希望
		右岸：	名取市	希望
		阿武隈急行鉄道橋上流付近から阿武隈川合流点		
阿武隈川水系 阿武隈川（下流）	丸森水位観測所 (宮城県丸森町)	左岸：	宮城県 丸森町	希望
		福島・宮城県境から角田市枝野橋	角田市	希望
		右岸：		
		福島・宮城県境から角田市枝野橋		

# 水害リスクライン

国土交通省では、上流から下流まで連続的に、地先毎の洪水危険度を把握・表示する「水害リスクライン」により、災害の切迫感をわかりやすく伝える取組を推進しています。  
沿岸自治体の皆様には、令和2年8月11日にメールにてご案内したアカウントを使用頂くことで6時間先までの水位予測をご確認頂けますので、出水が予想される際に参考としてご活用ください。

## ●水害リスクラインを活用した洪水予報・危険度の表示 左右岸別、上下流連続的に地先ごとの危険度を表示



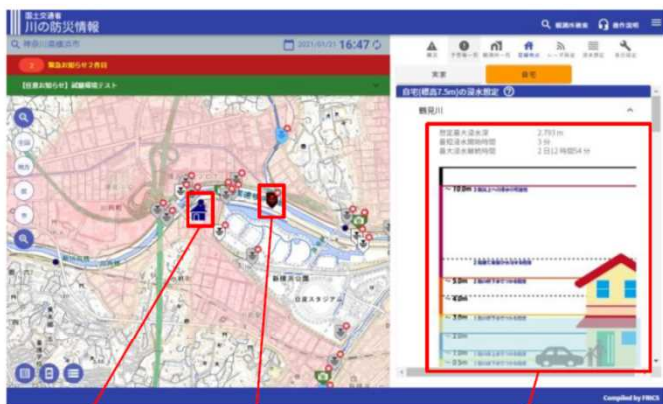
6時間先までの水位予測が確認できます。



# 【参考】川の防災情報

全国の川の水位や洪水予警報、レーダ雨量、河川カメラ画像などをリアルタイムで提供している「川の防災情報」ウェブサイトを、3月23日(火)に全面リニューアルし、大雨時に必要となる川の情報をより分かりやすく、見つけやすく提供します。【令和2年度】

## 身近な地点の情報に簡単にアクセス



地点を登録

登録地点の  
浸水想定を表示

近隣の観測所を登録

自宅や職場などの場所(最大3箇所)や確認が必要な観測所などを登録し、トップ画面や地図画面などをカスタマイズして、必要な情報を速やかに確認できるようになります。

## 地図を操作して調べたい情報を検索



表示範囲の移動や拡大・縮小が容易にできる

観測所やカメラなどのアイコンを選択して情報を表示

地図画面をフルGIS化し、河川水位、洪水予報の発表状況、レーダ雨量、河川カメラ画像などのリアルタイム情報や、洪水浸水想定区域図などのリスク情報を1つの地図画面で表示できるようになります。

## 全国の洪水の危険度を一目で確認



トップページの一番上に全国の洪水予報などの発表状況を掲載

全国で発表されている洪水予報やダム放流の状況など、危険が高まっている河川を一目で把握できるようになります。



※「川の防災情報」URL: <https://www.river.go.jp> (3月23日リニューアル)

※ 画面構成は一部変更となる場合があります

# 【参考】水防に関するポータルサイト開設



自分や家族を守るための心がけ。



自ら守る

地域を守る、水防団の水防活動。



共に守る

水防演習映像アーカイブ



動画



このサイトでは、災害が発生した時の準備や行動を紹介するサイトです。

大雨や台風による水害が発生した時にどんな備えや準備をしなければならないか、実際の水害が発生した時にはどんな行動や対処方法を取るべきかを分かりやすくお伝えします。

また、水害時に活躍する水防団（消防団）の方々の平常時と非常時の活動や水害時に実施する水防工法も併せて紹介しています。

ぜひ、防災・減災活動にお役立てください。

ポータルサイトURL : <http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00037/k00290/river-hp/kasen/mizukaramamoru/suibo/index.html>

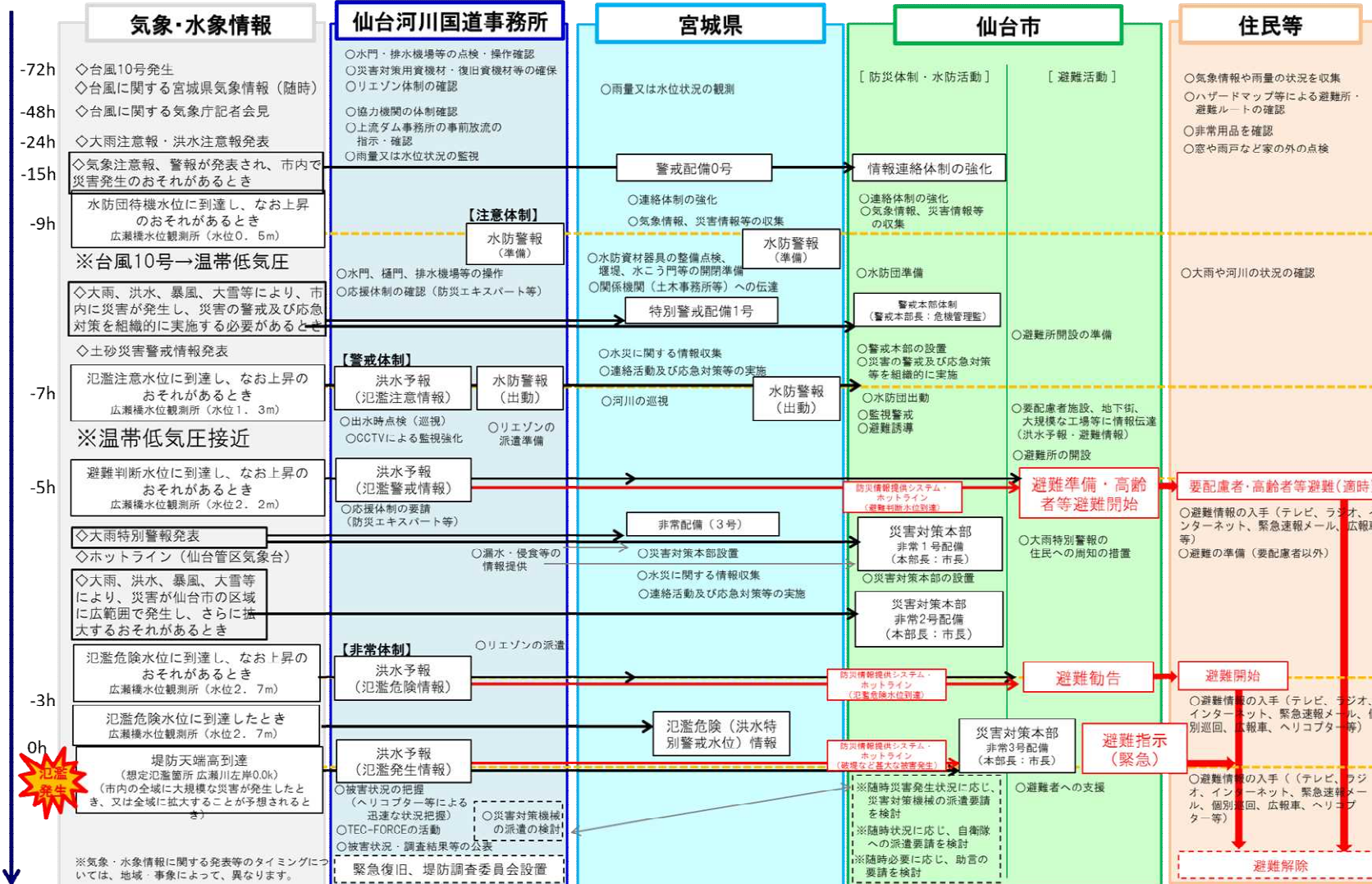
# 【参考】タイムラインの体制確認及び伝達内容向上

- 災害対策基本法改正に伴い、避難勧告、避難指示(緊急)から避難指示に一本化。
- このことから洪水タイムラインの見直しを令和3年度に実施した。

## 【広瀬川(広瀬橋) 仙台市】

H29.10.26時点

昭和61年8月5日台風10号の接近・上陸に伴う洪水を“参考対象”とした、直轄河川管理区間沿川市町村における避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（案）



※避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）（内閣府：平成26年4月）を参考に作成。

※時間は目安として記載、気象・水象及びその他の事項は想定で記載。気象及び災害の状況等によって仙台市の対応は変化し、順序も異なる。

# 【事例紹介】タイムライン詳細版の作成

- 激甚化する水害に備え、平成28年2月に策定した「郡山市タイムライン」を基に、より詳細な防災行動計画となるよう、庁内外関係機関の役割等を明確化した「タイムライン(詳細版) 試行案」を平成29年3月に策定。
- 運用結果を踏まえ、順次見直しを実施。

## タイムライン作成状況

### 従来の郡山市タイムライン



郡山市で既に策定したタイムライン (H28.2)

※市関係部局：郡山市(防災危機管理課、河川課、広聴広報課、市民・NPO推進課、保健福祉総務課、こども未来課、こども育成課、農地課、道路維持課、下水道維持課、生涯学習課、学校管理課、総務課) ※関係機関団体：福島河川国道事務所、福島地方気象台、郡山警察署・北警察署、郡山広域消防組合、市消防団

【課題】従来の郡山市タイムラインでは、庁内各課や庁外関係部局の役割・行動についてより詳細に明確化する必要がありました

### 対応策 郡山市タイムライン(詳細版)検討会開催 [H29.1~3]

- ① 必要な防災行動(何を)を整理
- ② 行動手順・実施時期(いつ)を整理
- ③ 役割分担(誰が)や対応切替基準設定



第1回検討会(H29.1.11) ▶ 第2回検討会(H29.2.15) ▶ 第3回検討会(H29.3.15)

### 見直し内容

- ① 出水の段階に対応した組織の並べ替え
  - ② 地区本部となる出先機関の行政センターの追加
  - ③ 陸上自衛隊や警察といった関係機関の追加
- また、過度に細分化された行動項目を統合。

### 改善後のタイムライン(詳細版)

【改善】庁内外関係者※が一同に介し、332個にわたる防災行動項目について「いつ・誰が・何を」するか詳細に整理しました。



**ポイント1**  
332個(計8枚)にわたる緻密な防災行動



【タイムラインの関係機関】  
  : 従来  
  : 今回追加

**ポイント2**  
洪水時の関係機関を大幅追加

項目	郡山市 広報・市民部局	郡山市 防犯・河川部局	郡山市 道路・下水道部局	郡山市 福祉・学校部局	郡山市 消防関係	福島県	阿武隈川沿川住民	福島河川国道事務所	警察	福島地方気象台
① 地域防災計画における組織及び体制整備等に基く再整理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
② 災害対策本部の地区本部となる各行政センターの追加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③ 関係機関として「福島地方気象台」及び「陸上自衛隊郡山駐屯地」の追加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④ 気象庁において平成30年5月に開始した「JETT(気象庁防災支援チーム)派遣制度」の反映	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ その他、行動項目等の見直し等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

今回、新たに策定したタイムライン(詳細版)(H29.3)

タイムライン(詳細版)に新たに加わった関係機関

従来  
改善

いのちとくらしをまもる  
防災減災

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

【同時発表: 国土交通省記者クラブ】

令和4年5月18日  
気象庁 大気海洋部 業務課  
水管理・国土保全局 河川計画課

## 今出水期から行う防災気象情報の伝え方の改善について

出水期を迎えるにあたり、住民の皆様の適切な避難の判断・行動につながるよう、防災気象情報の伝え方を改善します。

住民の皆様の適切な避難の判断・行動につながるよう、防災気象情報の伝え方を改善するため、有識者で構成される「防災気象情報の伝え方に関する検討会」において、令和3年度にかけて課題や改善策を検討いただきました。

気象庁と水管理・国土保全局では、これらの検討結果を踏まえ、これまでも防災気象情報の改善の取組を行ってきたところですが、避難をはじめとする防災対策により一層役立つよう、今出水期から別紙の取組を進めていきますのでお知らせします。

### 【主な取組】

- 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ
- キキクル(危険度分布)「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合
- 大雨特別警報(浸水害)の指標の改善
- 指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表** 等

これらの取組を通して、住民の皆様の適切な避難の判断・行動につながるような情報発信、リスクコミュニケーションにつとめていきます。

### 【問合せ先】

気象庁大気海洋部業務課 久保池、松田  
電話03-6758-390(内線4121、4122) FAX 03-3434-9047  
水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室 外山、杉山  
代表:03-5253-8111(内線:35392、35396)  
直通:03-5253-846、FAX:03-5253-1602

[https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001112.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_001112.html)

別紙

### 1. 令和2～3年度の検討会報告書を踏まえた取組

○線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ(令和4年6月1日～)  
線状降水帯による大雨発生の可能性が高い場合に、複数の県にまたがる広域を対象に、線状降水帯による大雨となる可能性を半日程度前から気象情報において呼びかける改善を実施。

○キキクル(危険度分布)「黒」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合

(令和4年6月30日～)

キキクル(危険度分布)に警戒レベル5相当の「災害切迫」(黒)を新設するとともに、警戒レベル4相当を「危険」(紫)に統合することで、より分かりやすく危険度を伝えることができるようにする改善を実施。

### 2. 令和元年度の検討会報告書を踏まえた取組

○大雨特別警報(浸水害)の指標の改善(令和4年6月30日～)  
災害発生との結びつきが強いキキクル(危険度分布)の技術を用いることで、災害が発生・切迫している警戒レベル5相当の状況に一層適合した大雨特別警報(浸水害)に改善。

### 3. その他

○高潮警報の内陸市町村での運用追加(令和4年5月26日～)

高潮氾濫発生情報の運用が開始された都道府県において、高潮による浸水想定区域がこれまで高潮警報を運用していなかった内陸市町村に及ぶ場合は、該当市町村を対象に高潮警報を発表。

○指定河川洪水予報の氾濫危険情報を予測でも発表(令和4年6月13日～)  
指定河川洪水予報の氾濫危険情報を、現在は実況に基づき発表しているところ、加えて予測に基づいて発表できるようにする運用に変更。

※実施日は、気象の状況等により、延期する場合があります。

## 現在

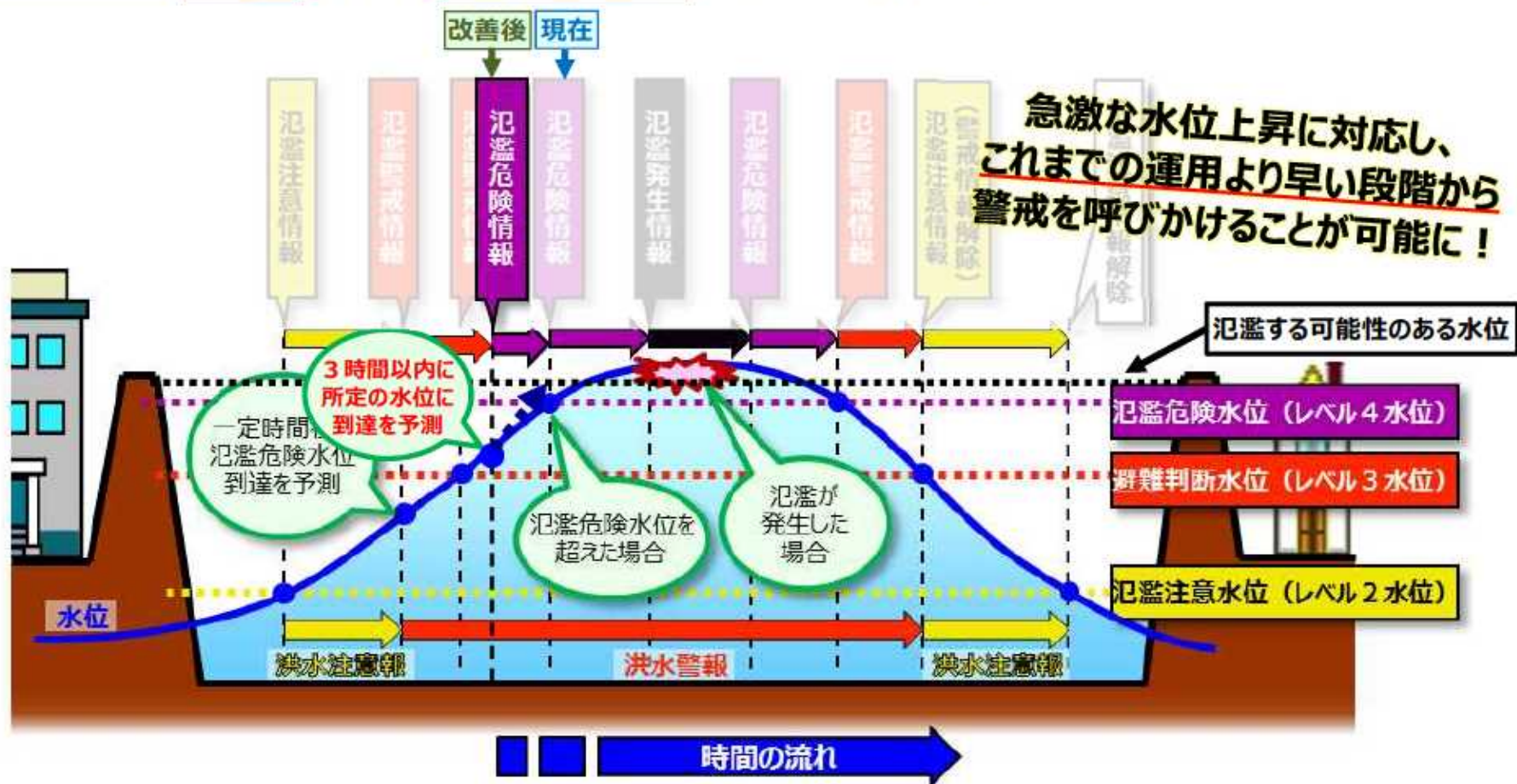
実況水位が氾濫危険水位に到達した場合に、氾濫危険情報を発表。

※ 氾濫危険情報：警戒レベル4相当、避難指示の目安

従来の運用に加えて

## 改善後

水位が急激に上昇し、3時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった場合は、予測に基づいて氾濫危険情報を発表。





# 国が行う洪水予報の運用変更（氾濫危険情報の発表前倒し）について

## 洪水予報の種類等と発表基準

種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報 （氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報（発表）」 又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>
「洪水注意報 （警報解除）」	「氾濫注意情報 （警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</li> </ul>



# 国が行う洪水予報の運用変更（氾濫危険情報の発表前倒し）について

## 現在

実況水位が氾濫危険水位に到達した場合に、氾濫危険情報を発表。

※ 氾濫危険情報：警戒レベル4相当、避難指示の目安

従来の運用に加えて

## 改善後

水位が急激に上昇し、3時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった場合は、予測に基づいて氾濫危険情報を発表。

### 現在の予報文

第1受報者 - 機関名 - 第2受報者 - 機関名 - 第3受報者

正報

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 洪 水 警 告  
 令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報【洪水】】〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、  
 氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水のおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
〇〇〇 水位観測所 (〇〇市〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

### 改善後の予報文

第1受報者 - 機関名 - 第2受報者 - 機関名 - 第3受報者

正報

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号  
 洪 水 警 告  
 令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分  
 〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報【洪水】】〇〇川では、急激な水位の上昇により、  
 氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水のおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。  
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)	水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	
〇〇〇 水位観測所 (〇〇市〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。  
 水位のグラフは各水位間を按分したものです。  
 水位危険度レベル4は、「氾濫危険水位」と「氾濫する可能性のある水位」を按分しています。堤防の決壊等により「氾濫する可能性のある水位」に到達する前に氾濫することもあるため、この水位は避難行動開始の目安ではありません。

見出し・主文が変更となる。

グラフ下の説明文を変更。

- レベル4以上の場合、洪水予報及び緊急速報メールを配信します。
- 今回の予測に基づいて氾濫危険情報を発表した場合であってもレベル4であることには変わりはないため、緊急速報メールは配信することになります。

## 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

～平成30年5月1日から、配信対象エリアを109水系市町村に拡大します～

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、緊急速報メールを活用した洪水情報※1のプッシュ型配信※2に取り組んでいます。

平成30年5月1日から、国管理河川全109水系に配信対象をエリア拡大します。

※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。



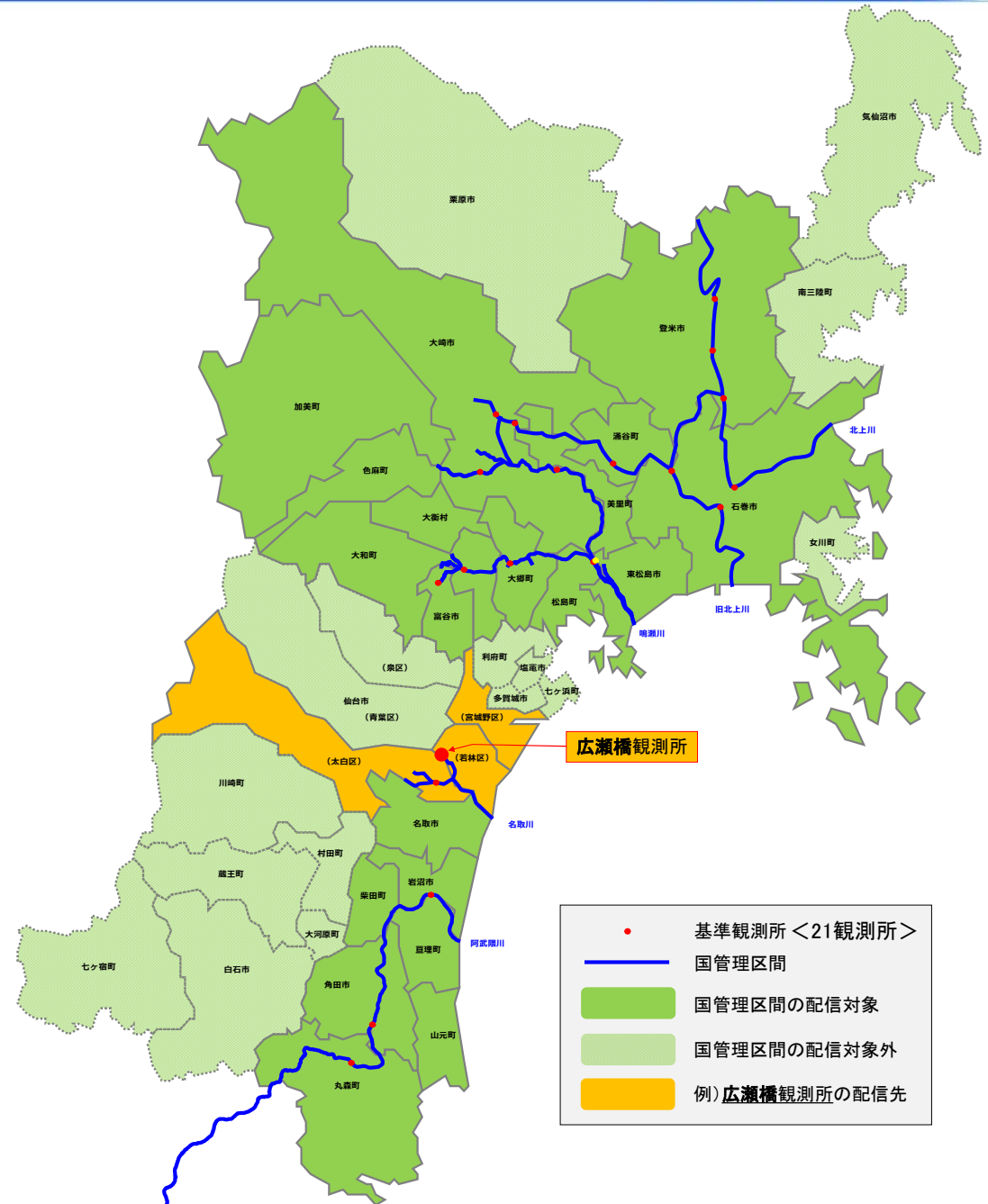
### 洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

## 宮城県内9市11町1村

水系名	河川名	関係市町村数(区)
阿武隈川	阿武隈川下流	7
	白石川	
名取川	名取川	4(3)
	広瀬川	
鳴瀬川	鳴瀬川	12
	多田川	
	鞍坪川	
	吉田川	
	竹林川	
北上川	北上川下流	6
	旧北上川	
	江合川	
<4水系12河川> 延べ数		29(3)
重複無し		21

※ 延べ数の仙台市は区毎カウント  
重複無しの仙台市は1市でカウント



# 【参考】緊急速報メール(求める行動の段階・配信文)

水位危険度レベル	水位	求める行動
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

氾濫発生情報

氾濫危険情報

氾濫警戒情報

氾濫注意情報

## レベル4「河川氾濫のおそれがある情報」

(件名) 氾濫のおそれ  
(本文) 警戒レベル4相当  
 ○○川で氾濫のおそれ  
 ○○観測所(市区町村名等)付近で河川の水位が上昇、氾濫が発生する危険があります。  
 自治体からの情報を確認し、安全確保を図るなど速やかに適切な防災行動をとってください。今後、氾濫が発生すると、避難が困難になります。  
 (署名) 国土交通省

## レベル5「氾濫が発生した情報」

(堤防の水が堤防を越えて流れ出ている情報)

(件名) 氾濫発生  
(本文) 警戒レベル5相当  
 ○○川で氾濫が発生  
 ○○市○○地先(北東側)付近で河川の水が堤防を越えて住宅地などに押し寄せています。  
 命を守るための適切な防災行動をとってください。  
 (署名) 国土交通省